

各届出書等への法人番号・個人番号(マイナンバー)の記載について

マイナンバー制度の開始により、特別徴収関係の届出書にも法人番号・個人番号(マイナンバー)の記載が必要になりました。各届出書へ記載する番号は、以下のとおりですので、記入もれのないようお願いします。

届出書名称		記載する番号
1	給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書	・給与支払者の法人番号(個人番号) ※1 ・納税義務者の個人番号
2	特別徴収への切替依頼書	・給与支払者の法人番号 ※2
3	特別徴収税額の納期の特例に関する申請書	・給与支払者の法人番号 ※2
4	特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書	
5	特別徴収義務者所在地・名称変更届出書	
6	退職所得等の分離課税に係る納入申告書 ※3	・給与支払者の法人番号(個人番号) ※1

※1 …給与支払者が法人の場合は、法人番号、個人事業主の場合は、事業主の個人番号を記載してください。

※2 …給与支払者が法人の場合は、法人番号を記載してください(個人事業主の場合は記載不要です)。

※3 …詳しくは、P.3をご参照ください。

【納税義務者の個人番号について】

法定調書作成などに際し、個人番号の提供を受けられない場合でも、安易に個人番号を記載しないで書類を提出せず、個人番号の記載は、法律(国税通則法、所得税法等)で定められた義務であることを伝え、提供を求めてください。

それでもなお、提供を受けられない場合は、提供を求めた経過等を記録、保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にしておいてください。経過等の記録がなければ、個人番号の提供を受けていないのか、あるいは提供を受けたのに紛失したのかが判別できません。特定個人情報保護の観点からも、経過等の記録をお願いします。